



全国一斉

特設相談所を開設します

DV, 離婚

いじめ, 虐待

その他悩んでいること

高齢者, 障がい者の虐待・差別

性的マイノリティ (LGBT) の差別・偏見

開催日程◇令和3年12月4日から同月10日までの間

平取町	9日(水)	10:00~15:00	平取町ふれあいセンターびらとり
三石地区	7日(火)	13:30~15:00	新ひだか町役場三石庁舎・はまなす
様似町	7日(火)	13:00~15:00	様似町役場
えりも町	9日(木)	10:00~15:00	えりも町保健センター
静内地区	9日(木)	8:30~15:00	札幌法務局日高支局
門別地区	10日(金)	10:00~15:00	門別公民館
日高地区	10日(金)	10:00~15:00	道の駅「サン・ポッケ」
新冠町	10日(金)	10:00~15:00	新冠町レ・コード館
浦河町	10日(金)	10:00~15:00	浦河町役場

主催 札幌法務局日高支局・日高人権擁護委員協議会

- ※相談は匿名を希望し、どの場所でも受け付けます
- ※相談無料です。相談費は国が負担します
- ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止となる場合がございます

12月4日から10日までは、「人権週間」となっているよ！



人権イメージキャラクター 人KENまる君



人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん

※国際連合は1948年12月10日の第39回総会において世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、全ての人民と全ての国が遵守すべき共通の基礎として世界人権宣言を採択し、また1993年12月18日の第48回総会において世界人権宣言採択25周年を記念して「人権週間」として全ての加盟国及び関係国に対し、この日を祝して様々な行事や活動を行うよう要請する採択案を採択した。

法律の整備等については1999年12月24日付の第197号政令（平成11年12月24日）で「人権週間」としてその期中に各種行事及び広報活動等を行うこととして、世界人権宣言の趣旨及び内容を国民に普及啓発することを目的として、人権週間行事の開催が奨励されています。

【開催ごとの担当先】
日高人権擁護委員協議会
日高郡新ひだか町こうせい町2丁目4-1
札幌法務局日高支局
TEL・FAX 0146-42-0570

無料常設人権相談所開設中(月曜日から金曜日(祝日を除く。))8:30から17:15まで

— 今、悩んでいることがあれば、お気軽にお電話ください。(秘密厳守) —

0570-003-110(ナビダイヤル)

インターネットが相談できます
<https://www.jirong.jp/>

